平成17.4.1 制定

改正 平成18.4.1 平成25.4.1

平成26.4.1 令和2.4.1

(趣 旨)

第1条 この細則は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第17条の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門の中央図書館、医学図書館及び理工学図書館が受託する文献複写に関し必要な事項を定める。

(文献複写受託要件)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って受託することができる。

(文献複写申込)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ申込書を中央図書館長、医学図書館長または理工学 図書館長に提出し、その承認を得なければならない。

(文献複写料金納入)

- 第4条 前条の承認を得た者は、別に定める場合を除き、文献複写料金を前納しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国立情報学研究所のILL文献複写等料金相殺サービスの加入機関は、この限りではない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定めた機関に関する文献複写料金の取扱いについては、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門長が別に定める。
- 4 一旦納入した料金は、いかなる理由があっても返還しない。

(文献複写料金)

第5条 文献複写料金は、別表第2に定めるとおりとする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、総合情報メディア センター長が行う。

附則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条第3項関係)

1	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の大学又は高等専門学校に図書館及びこれに類す る施設
2	学術の研究を目的とする研究所,試験所,その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設(国,地方公共団体又は民法第34条の法人が設置するものに限る)
3	図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
4	学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条に規定する学校図書館
5	国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)第1条に規定する国立国会図書館
6	外国の政府又は地方公共団体が設置した図書館

別表第2(第5条関係)

(税込)

種 別	区分	学内者 の場合	学外者 の場合	摘要	
電子複写方式によ	A3版1枚につき(A3版 以下の用紙の場合を含む)	白黒	20円	35円	
る文献複写料金		カラー	60円	90円	
リーダープリンタ ーによる文献複写 料金	A3版1枚につき(A3版 以下の用紙の場合を含む)	白黒	20円	35円	

備考

- 1 学内者の場合とは、学内者(本学の教職員及び学生をいう。)からの、文献複写の申し込みを受託する場合をいう。
- 2 学外者の場合とは、学内者以外の者からの文献複写の申し込みを受託する場合をいう。
- 3 通信運搬費は、別途実費を申込者から徴収するものとする。ただし、Faxによるものは、全国一律で 1 枚につき40円を徴収する。